

2.6. 下水道の整備の状況

調査区域内の市町における下水道整備状況は、表 4-2-15 に示すとおりです。また、周辺の公共下水道処理施設は、表 4-2-16 及び図 4-2-13 に示すとおりです。

静岡県内の汚水処理人口普及率は 84.9%、下水道処理人口普及率は 65.5%です。浜松市は、汚水処理人口普及率、下水道処理人口普及率ともに静岡県全体を上回っていますが、湖西市は静岡県全体の平均と比較して普及率が低い状況です。調査区域の公共下水道処理場は、三ヶ日浄化センター、湖西浄化センターの 2 箇所存在します。

静岡県では、平成 5 年度に市町村と協力して、汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を明らかにした「静岡県下水道整備長期計画」を策定し、平成 7 年度には、この計画を「都道府県構想」として位置付けをしました。快適な生活環境の保持、地球温暖化防止、循環型社会の形成、防災・減災の視点を取り入れた上で、県民と県・市町が連携して生活排水対策をより効率的かつ適正に推進するため、指標を設定するとともに、具体的な施策の取組を明示した「静岡県生活排水処理長期計画」(令和 2 年 2 月、静岡県)を策定しました。この長期計画で、「令和 18 年度の汚水処理人口普及率 95%」との目標値が設定されました。

表 4-2-15 下水道の整備の状況

行政区分	人口(千人)	汚水処理人口(千人)	下水道処理人口(千人)	汚水処理人口普及率(%)	下水道処理人口普及率(%)
浜松市	791	718	644	90.9	81.5
湖西市	58	43	26	74.3	44.1
静岡県	3,620	3,074	2,373	84.9	65.5

注1) 令和4年度末の集計結果である。

出典：「静岡県における令和 4 年度末の汚水処理状況」(静岡県ホームページ)

表 4-2-16 公共下水道処理施設

No	市	処理場	所在地	処理能力 (m ³ /日)	供用開始	供用 区域
1	浜松市	三ヶ日浄化センター	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 1320-11	1,800	平成 18 年 10 月	三ヶ日処理区
2	湖西市	湖西浄化センター	湖西市吉美 950-28	8,500	平成 13 年 3 月	浜名処理区

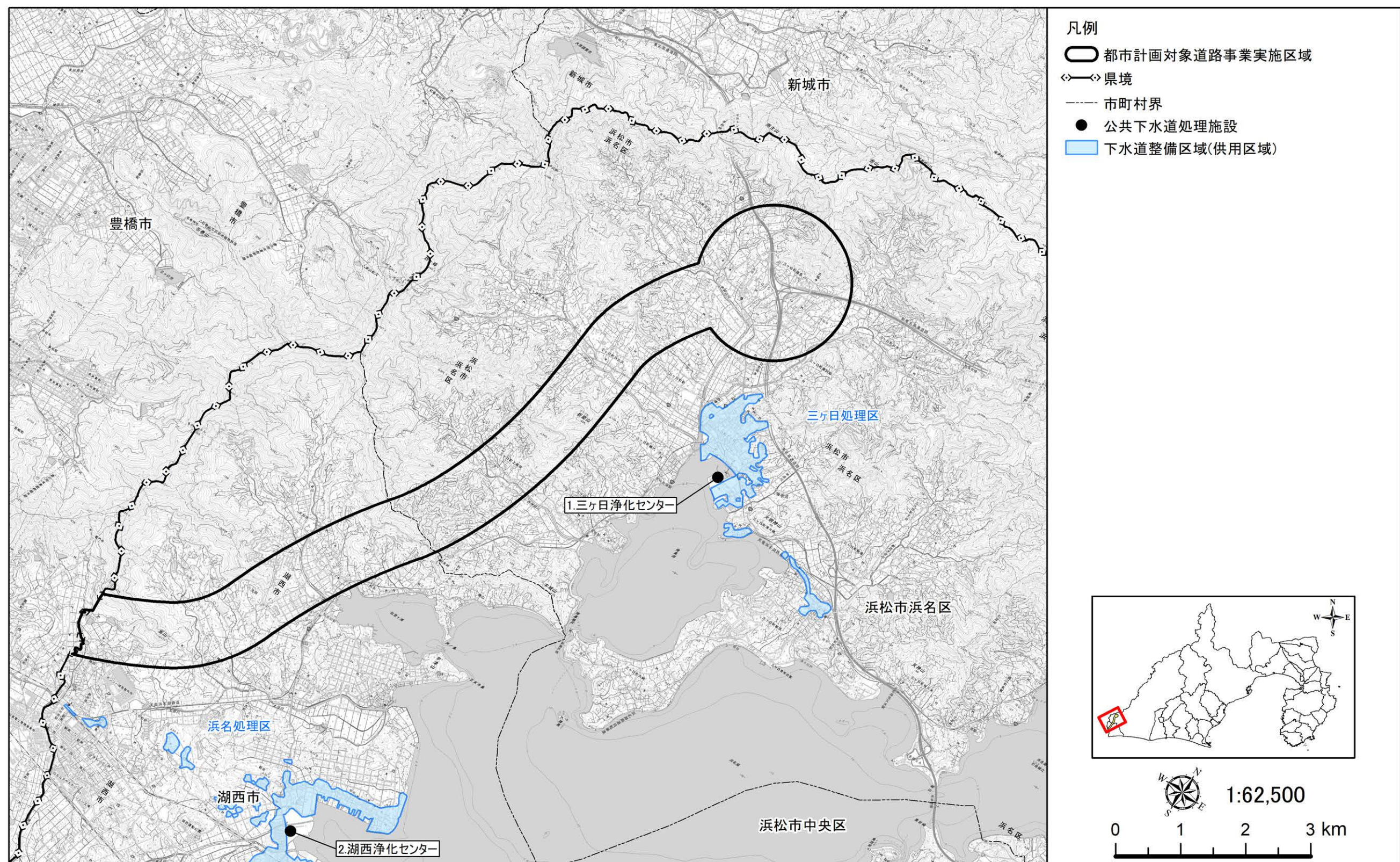
注1) 地点番号は図4-2-13に対応する。

出典：「令和 4 年度版静岡県の生活排水処理」(令和 5 年 3 月、静岡県)

「湖西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(令和 3 年 3 月、静岡県)

「浜松市の浄化センター」(浜松市ホームページ)

「令和 4 年度下水道事業年報」(浜松市上下水道部)



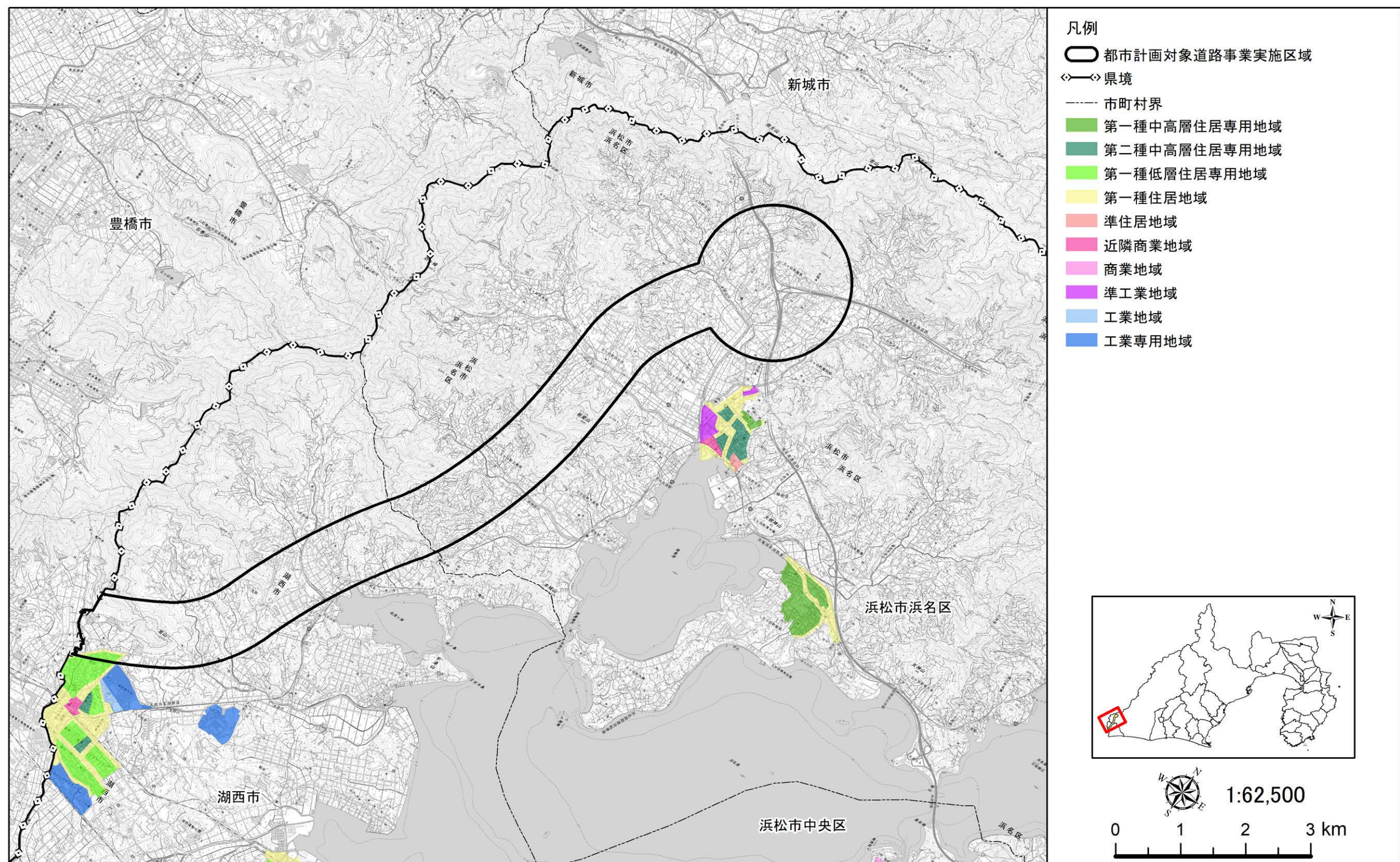
出典：「令和4年度版静岡県の生活排水処理」(令和5年3月、静岡県)
「湖西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(令和3年3月、静岡県)
「浜松市の浄化センター」(浜松市ホームページ)

図 4-2-13 公共下水道処理施設

2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和4年11月18日法律第87号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-14に示すとおりです。浜松市では浜名湖周辺に点在して用途地域が定められており、主に住居系の地域に指定されています。湖西市では、事業実施区域の南側で用途地域が定められており、主に浜名湖と駅等周辺が住居系の地域に指定され、その他は工業系の地域に指定されています。



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-14 用途地域図

(2) 環境基本法による公害防止計画の策定の状況

静岡県においては、富士市等で「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第17条第1項及び第2項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)が策定されていますが、浜松市及び湖西市は策定地域の対象外です。

(3) 大気汚染防止法により定められた指定地域

調査区域内において、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第5条の2第1項に規定する指定地域はありません。

(4) 環境基本法により定められた大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)により定められた大気の汚染に係る環境基準は表4-2-17に示すとおりです。

表 4-2-17 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 µm 以下のものをいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 µm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境庁告示 33 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」

（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示 100 号）

- (5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号)第6条第1項の規定に基づき同法施行令(平成4年11月26日政令第365号、最終改正：令和4年5月20日政令第195号)で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域の指定はありません。

- (6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号)第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

- (7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を表4-2-18に、環境基準の地域の類型指定の状況は、表4-2-19及び図4-2-15に示すとおりです。

調査区域は概ね、第1種・第2種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当するB類型に指定されており、浜松市及び湖西市の中心部は、一部住居専用地域が該当するA類型並びに近隣商業・商業・準工業・工業地域・工業専用地域が該当するC類型に指定されています。

表 4-2-18 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日号環境省告示第54号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月 環境省）

表 4-2-19 騒音に係る環境基準の類型指定

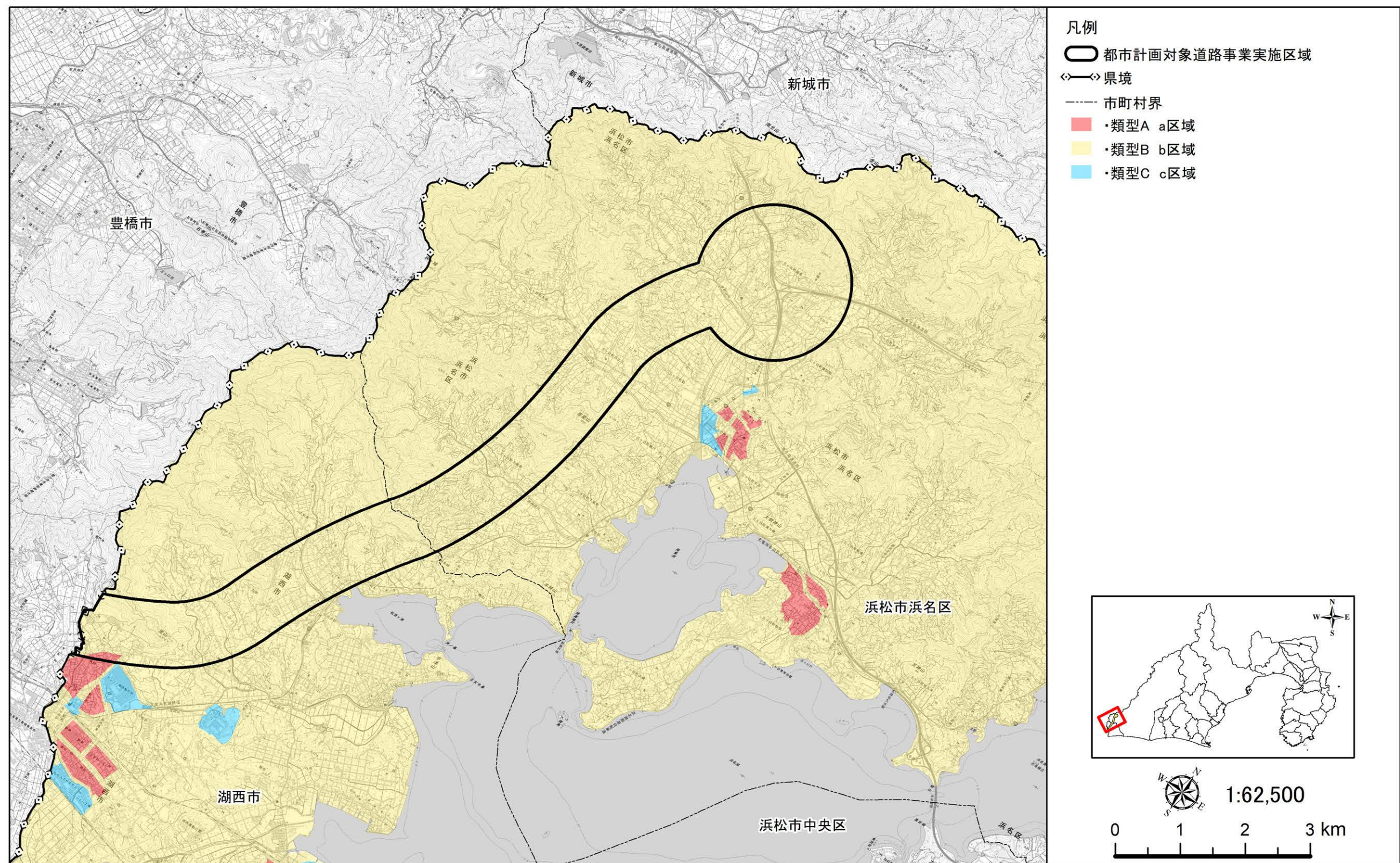
地域の類型	該当地域	
	浜松市	湖西市
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 浜名区の区域のうち、別図（省略）により実線で表示した区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域（特別工業地区を除く。） 第2種住居地域（特別工業地区を除く。） 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち、別図（省略）により実線で表示した区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日浜松市告示第214号、最終改正：平成26年3月28日浜松市告示第220号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号)

「第3次湖西市環境基本計画」(令和3年3月、湖西市)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：平成23年7月22日静岡県規則第27号)



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-15 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

(8) 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項及び第17条第1項に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-20(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-21及び前掲の図4-2-15に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-20(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域、c 区域の区分は表4-2-21に示すとおりである。

表 4-2-20(2) 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 (L _{Aeq}) (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年6月10日法律第180号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号、最終改正：令和5年3月31日国土交通省令第30号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)

表 4-2-21 自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域	区域の区分
a 区域	騒音規制法に基づく第1種区域並びに第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	騒音規制法に基づく第2種区域のうちaの区域の区分をあてはめる地域以外の地域
c 区域	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考：この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号、最終改正：令和5年3月29日静岡県条例第13号）別表第1の20の2の項(1)の規定に基づき町長が指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第1種中高層住居専用

地域及び第2種中高層住居専用地域は都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第8条の規定により定められた地域をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分」(平成12年3月31日静岡県告示第307号、最終改定：平成30年8月31日告示第591号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号)

(9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-22に、区域の区分は表4-2-23及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。事業実施区域は、第1号区域が指定されています。

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：平成24年3月23日条例第21号)第72条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-24に、区域の区分は表4-2-25及び図4-2-16に示すとおりです。

表4-2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(騒音規制法)

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表No.1～8参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	-
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4-2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

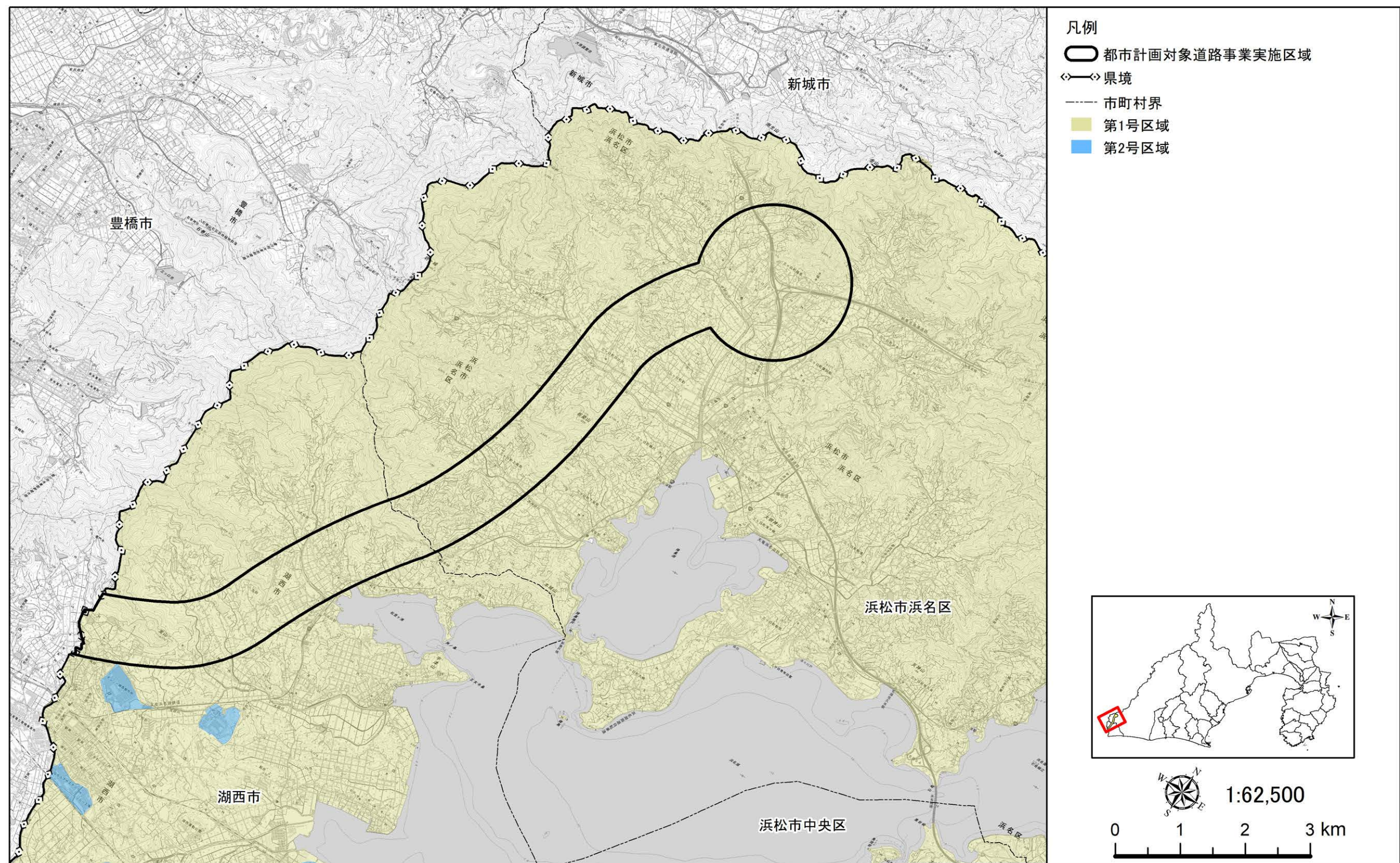
区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域として定められた区域 2. 第2種区域として定められた区域 3. 第3種区域として定められた区域 4. 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3)医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考：この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」とは、以下の告示等に従って定められる区域をいう。

浜松市：「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号)

湖西市：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の規定に基づき知事が指定する区域(平成9年3月28日静岡県告示第344号の6号、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第212号)



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-16 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法、振動規制法）

表 4-2-24 特定建設作業に伴う騒音の基準（静岡県生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No.1～8 参照	
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85 デシベルを超えないこと	-
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧5万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体(以下「変電所」という。)の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・原動機の定格出力が40kW以上

備考1：この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。

2：No.6から8に掲げる作業のうち、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号)別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号)別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとする。

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

表 4-2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第3種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(10) 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域において、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在します。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-26に、区域の区分は表4-2-27及び図4-2-17に示すとおりです。

調査区域の大半は商業・工業系の地域や用途地域の定めのない地域が該当する第2種区域に指定されています。この他、一部住居系の地域が該当する第1種区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-26 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前8時

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)

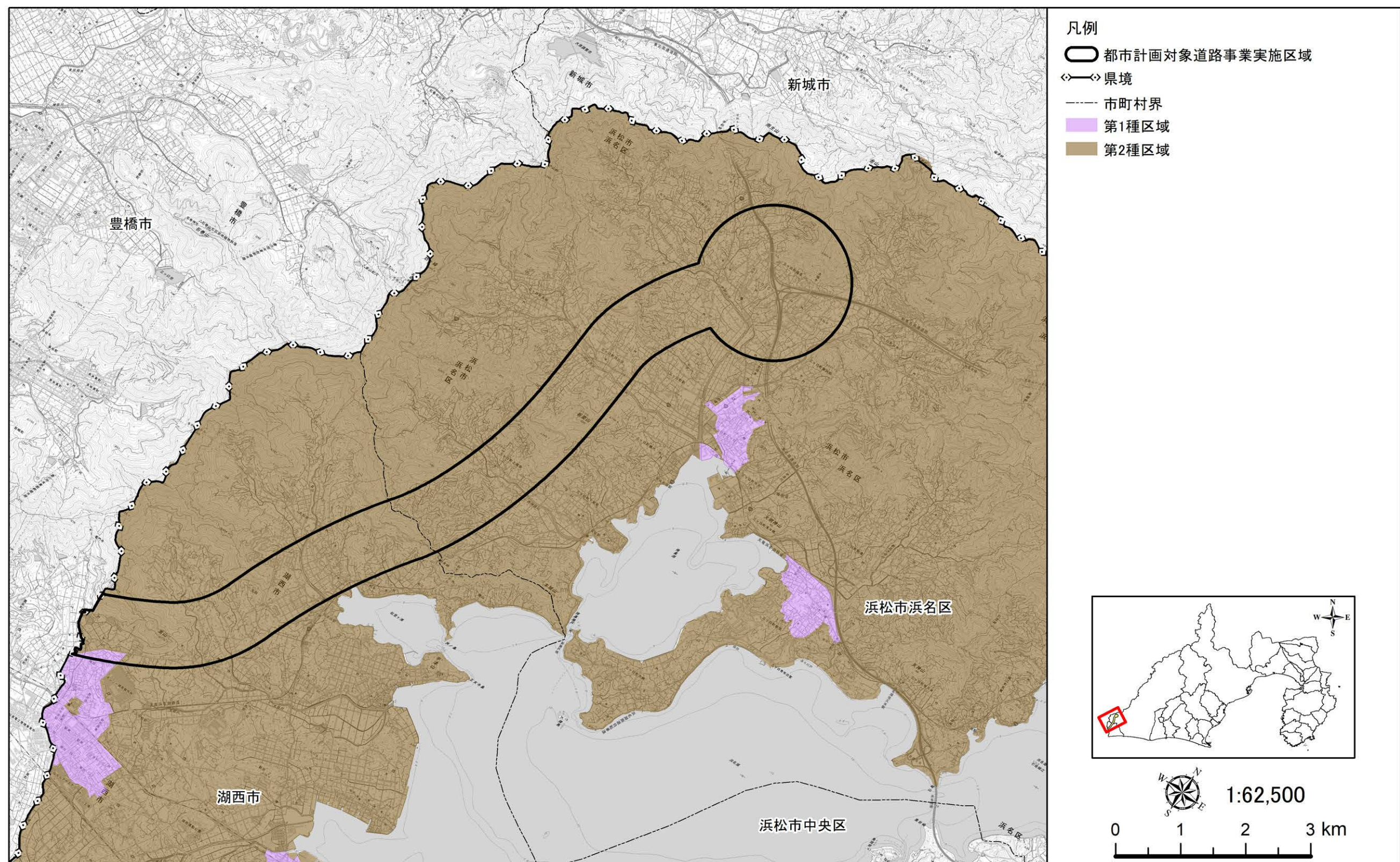
「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号)

表 4-2-27 道路交通振動の限度における区域の区分

区域	区域の区分	
第1種区域	第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域
	第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域	第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域
	第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域

出典：「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第335号、最終改正：平成27年6月23日浜松市告示第416号)



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-17 道路交通振動における区域の区分

(11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、
地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第15条第1項の規定に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-28に、区域の区分は表4-2-29及び前掲の図4-2-16に示すとおりです。

調査区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。
事業実施区域は、第1号区域が指定されています

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：平成24年3月23日条例第21号)第89条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-30に、区域の区分は表4-2-31及び前掲の図4-2-16に示すとおりです。

表4-2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(振動規制法)

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象作業	別表No.1～4参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	-
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号)

表 4-2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分(振動規制法)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域の1として定められた区域 2. 第1種区域の2として定められた区域 3. 第2種区域の1として定められた区域 4. 第2種区域の2として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3)医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第213号)

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No.1～4 参照	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 75 デシベルを超えないこと	-
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

備考1: この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。

出典: 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正: 令和5年3月29日静岡県規則第22号)

表 4-2-31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典: 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正: 令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域
第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域
第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域

出典: 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正: 令和5年3月29日静岡県規則第22号)

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」(平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正: 平成30年3月30日告示第213号)

「振動規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第335号、最終改正: 平成27年6月23日浜松市告示第416号)

(12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-32に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表4-2-33(1)～(2)及び表4-2-34に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域があります。調査区域における指定状況は、図4-2-18に示すとおりです。

表4-2-32 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-	-

備考1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号)

表 4-2-33(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	20CFU /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及 び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	300CFU /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	-
備考1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。 4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU / 100mL 以下とする。 5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/ 100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4-2-33(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n—ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

備考1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL 以下とする。

2. アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)
(b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml)
fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	水産 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	水産 2 種及び 以下の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	水産 3 種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号)

表 4-2-34 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
浜名湖水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷲津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域 A	直ちに達成	

出典：令和3年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果(静岡県ホームページ)

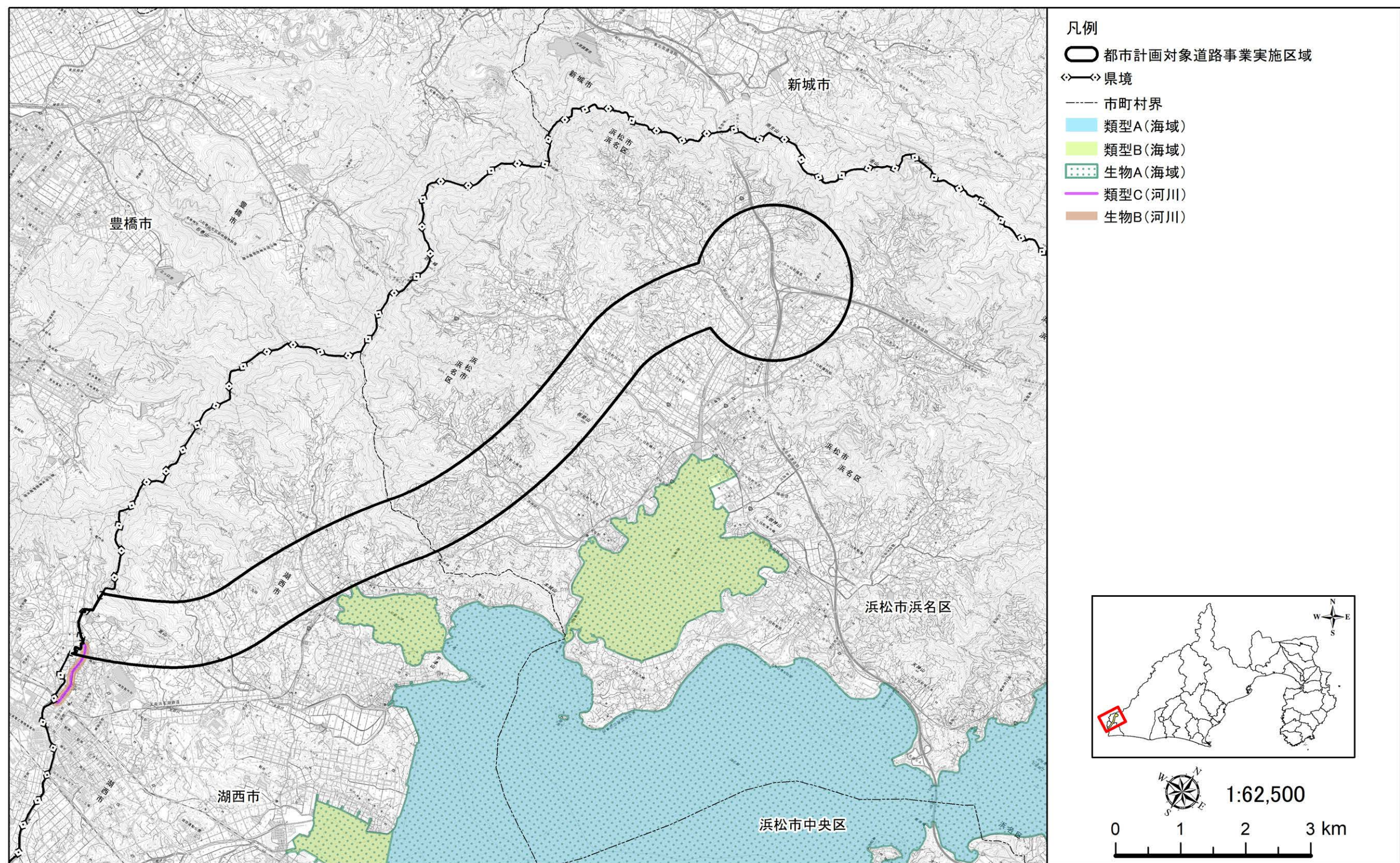


図 4-2-18 水質類型指定状況図

(13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-35に示すとおりです。

表4-2-35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号)

(14) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域において、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乗せ排水基準)を適用する区域は、静岡県「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」(昭和47年7月11日条例第27号、最終改正：令和5年3月29日条例第20号)により、浜名湖水域に設定されています。

上乗せ排水基準は表4-2-36(1)～(3)に、指定水域は図4-2-19に示すとおりです。

表4-2-36(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準(浜名湖水域)

排出水の区分	有害物質の種類及び許容限度					
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
	最大	最大	最大	最大	最大	最大
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係る排出水	カドミウム 0.002mg/L	シアン 0.2mg/L	0.1mg/L	六価クロム 0.1mg/L	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係る排出水	カドミウム 0.002mg/L	—	0.1mg/L	—	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L
備考						
1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。						
2. この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。						
3. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。						
4. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、次に掲げる排出水については適用しない。						
(1) この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水(食料品製造業(乳製品製造業を除く。)、染色整理業、砕石業若しくは砂利採取業又は尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))若しくは下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)						
(2) 昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水(し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)						

表 4-2-36(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）(1/2)

排水水の区分			項目及び許容限度							
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量(動 植物油脂 類含有量) (mg/L)	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (鉱油類 含有量) (mg/L)
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大
この条例の 施行の際現 に設置され ている特定 事業場（特 定施設の設 置の工事に 着手してい るものを含 む。）に係 る排水水	食料品製造業(乳製品製造業を除く。)に係るもの		100	120	100	120	70	90	—	—
	染色整理業に係るもの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	120	100	120	70	90	—	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—
	その他のもの	1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
昭和 47 年 8 月 1 日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		15	20	15	20	40	50	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—
	その他のもの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—

表 4-2-36(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準 (浜名湖水域) (2/2)

排出水の区分			項目及び許容限度						
			フェノール類含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	溶解性マンガ含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)	大腸菌数 (個/1 cm ³)
			最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均
この条例の施行の際現に設置されている特定事業場 (特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。) に係る排水	食料品製造業 (乳製品製造業を除く。) に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	染色整理業に係るもの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	2	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く。) 又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	3	—	—	2	—
昭和 47 年 8 月 1 日以後において設置される特定事業場 (この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。) に係る排水	し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く。) に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	1	—	—	2	—
	備考								
1. 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。									
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。									
3. 上乘せ排水基準 (銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。) は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。									
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。									
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場 (旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。) をいう。									
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。									
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。									
8. 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。									

表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準 (浜名湖水域) (1/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和 50 年 11 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	旅館業に係るもの	100	130	100	130	120	160	—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	90	120	90	120	100	130	—	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和 50 年 12 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 11 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	旅館業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和 55 年 5 月 9 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和 55 年 5 月 10 日以後において設置される特定事業場(同月 9 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	40	50	1	1	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2

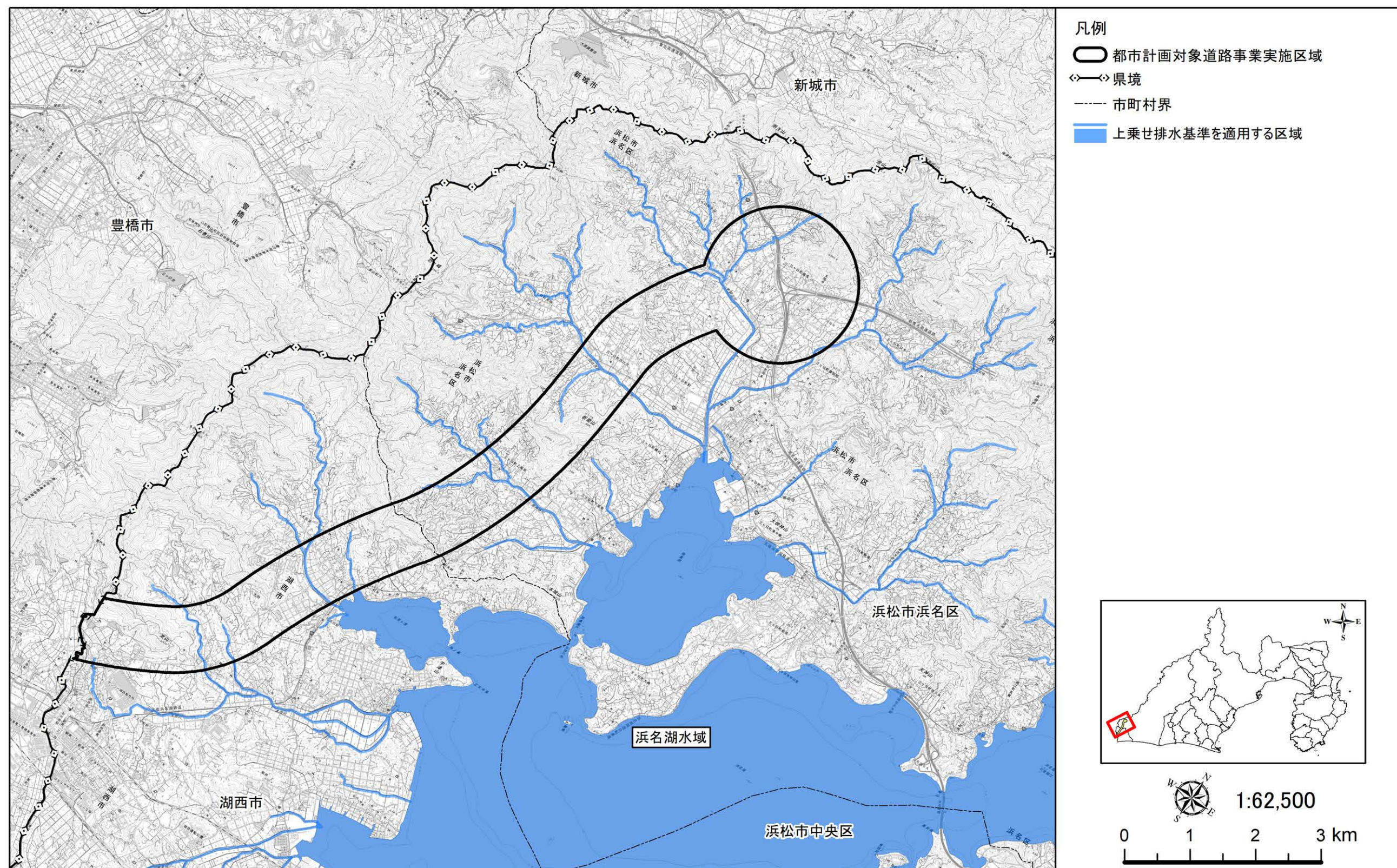
表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準 (浜名湖水域) (2/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和 59 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	冷凍調理食品製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		合板製造業に係るもの	60	80	60	80	50	70	—	—	—
		その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和 59 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成 3 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—
	平成 3 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—
		その他のもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—

表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準 (浜名湖水域) (3/3)

備考

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。



出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」(昭和47年7月11日条例第27号、最終改正：令和5年3月29日条例第20号)

図 4-2-19 水域の区分図

(15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第4条の2第1項の規定に基づく指定地域はありません。

(16) 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼及び同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

(17) 環境基本法により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準は表4-2-37に示すとおりです。

表 4-2-37 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4 - ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K00125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）

(18) 土壤汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第6条第1項の規定に基づく要措置区域、同法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

(19) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は、表4-2-38に示すとおりです。

表4-2-38 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)

(20) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。

(21) 農用地の土壌汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号)の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。